

第 37 回定例総会 令和 8 年 6 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、6 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 また、相続届出 5 件、賃貸借合意解約 23 件、使用貸借合意解約 4 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 また、先月の総会の議案第 179 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、建築条件付一般個人住宅分譲用地の転用申請があり、ご承認いただきましたが、申請書類の不備のため、これを取り下げたいとのことで取り下げ願いを受付けましたのでご報告いたします。

局 長 同じく、先月の総会の議案第 180 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について、無償による所有権移転の申請があり、ご許可いただきましたが、受人を後継者で申請するところを誤って後継者の父で申請したため、これを取り下げたいとのことで取り下げ願いを受付けましたのでご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 8 年度第 37 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 15 名、推進委員 13 名、合計 28 名の出席であります。本日の議案件数であります。5 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。13 番委員、31 番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 184 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 184 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、議案書

１ページのとおりに申請件数は１件であります。

議長 １番について特別調査員の報告をお願いします。

５番 今回は２１番委員と私（５番委員）が会長の命を受けまして、６月１８日午前９時３０分より清係長と申請書の事前確認等を実施した後、事務局より長友事務局長補佐同行のもと、農地法第４条１件、農地法第５条２件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

２１番 農地法第４条の１番について説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、〇〇から南西へ約３００ｍのところにある農地になります。申請地は昭和６０年に取得し、当時の現状は畑で菜園として利用していましたが、平成２６年頃に現在の進入路として利用するようになりました。また、〇番１は平成１７年の県の河川改修時に畑から住宅敷地として利用するようになりました。違反転用を是正するための転用申請です。この案件はすでに転用されており、顛末書が添付されていますのでご参照ください。周囲は東側は道路、西側は河川、南側は田、北側は宅地です。雨水は自然浸透により排水します。生活排水については合併浄化槽で浄化した後、敷地横の排水路に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、特に懸念することは見受けられません。転用する土地の周辺関係者への説明もなされております。この申請地は公共投資のない小規模の農地の集団であり、第２種農地となります。調査員一同、許可やむなしと判断しました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 １番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 185 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いた
します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 185 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書
2 ページのとおり申請件数は 2 件であります。

1 番は先月の 5 月総会後に取り下げた分の申請であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

5 番 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約
100m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を
受け、建売住宅を建設するために申請されたものです。周囲は東側は農地、西
側は市道を挟んで宅地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は集水
し申請地西側の側溝に接続して処理します。生活排水は申請地西側の公共下水
道に接続して処理します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、周辺
にコンクリートブロックを設置し、土砂流出を防ぎます。土地の周辺関係者等
への説明もされ、同意を得ているとのことでした。調査員一同、許可相当と判断
しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は〇万円です。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

8 番 この案件は、先月の総会で承認されましたが、許可はどうなったのですか。
取り下げて、それで終わりなのですか。

事務局 総会後に、渡人と受人の連名で取り下げ書が提出されたので、県に取り下げ
願いを進達し、県から取り下げを受理した通知が西都市農業委員会、渡人、受

人にあったところでは。

議長 ほかにありますか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番について特別調査員の報告をお願いします。

21番 2番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から北へ約20mのところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、分譲住宅を建設するために申請されたものです。周囲は東側は国道、西側は市道、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は集水し申請地東側及び西側の側溝に接続して処理します。生活排水は申請地東側の公共下水道に接続して処理します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、周辺にコンクリートブロックを設置し、土砂流出を防ぎます。土地の周辺関係者等への説明もされ、同意を得ているとのこと。この申請地は、都市計画区域内の用途地域内にあり、第3種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は〇万円です。

議長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 186 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 186 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 3 ページから 7 ページのとおり、申請件数は 12 件であります。

そのうち、12 番は先月の 5 月総会後に取り下げた分の申請であります。

なお、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いいたします。10 アールあたりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告します。

議長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 1 番を説明します。東京都小平市の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ約 800m のところにある農地です。受人は〇〇集落でハウスピーマンを 45 アール、加工米を 5 ヘクタール作付けしています。現地には加工米を作付けしており農地として利用されていることを確認しています。農機具はトラクター 3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台、普通トラック 1 台等を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万円、10 アールあたり約〇万〇千円です。

議 長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 2 番を説明します。妻地区の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への賃貸借となります。申請地は〇〇から西へ約 300m のところに点在している農地です。受人は〇〇集落で水稻やニラを全体で 600 アールを作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラック 2 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 賃料は 2 年総額で〇万〇円です。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 3番を説明します。三財地区〇〇集落の親の渡人から、子の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から南東へ約 200m 以内に点在している農地です。受人は〇〇集落で繁殖牛を 10 頭肥育し、テテップやイタリアンを作付けしています。現地にはテテップを作付け予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具はトラクター 2 台、田植機 1 台、軽トラック 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 説明がありました3番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に4番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 4番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北西へ約 300m のところにある農地です。受人は〇〇集落でハウスきゅうりや水稻を全体で 320

アールを作付けしています。現地にはハウスきゅうりを作付け予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具はトラクター１台、田植機１台、軽トラック２台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万〇千円、１０アールあたり約〇万円です。

議長 説明がありました４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

26 番 今後、ハウスを建てるのでしょうか。

28 番 中古ハウスを購入しており、今後、建てる予定です。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に５番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 ５番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、同じ集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南へ約 200m のところにある農地です。受人は〇〇集落でハウスピーマンや早期加工米を全体で 370 アールを作付けしています。現地には早期加工米を作付け予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具はトラクター３台、コンバイン１台、田植機１台、軽トラック２台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っていま

す。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万〇千円、10 アールあたり〇万円です。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に6番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 6番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 500m のところにある農地です。受人は新規就農者でハウスピーマンや早期加工米を全体で370 アールを作付けしています。現地にはズッキーニを作付け予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具は親元にトラクター等があり、農業に必要な機械等はリースを含めて対応するそうです。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万〇千円、10 アールあたり〇万円です。

議長 説明がありました6番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に7番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 7番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、同じ集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇集落近く及び〇〇集落から西へ山を越えた中山間地のところにある農地です。受人は〇〇集落で早期水稻、WCS、飼料作物を全体で3ヘクタールを作付けしています。現地には早期水稻を作付けしており農地として利用されていることを確認しています。農機具はトラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック2台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万円、10アールあたり約〇万〇千円です。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に８番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

23 番 ８番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、同じ集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ１４０ｍのところにある農地です。受人は〇〇集落でピーマン、飼料米、ナスを全体で４ヘクタールを作付けしています。現地にはみかんや梅を作付けしており農地として利用されていることを確認しています。農機具はトラクター２台、田植機１台、軽トラック２台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万円、１０アールあたり約〇万円です。

議 長 説明がありました８番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

（委員 なし）

議 長 異議ありませんか。

（異議なしの声多数）

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に９番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 ９番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ１００ｍのところにある農地です。受人は農家ではありませんが、妻の親が〇〇集落でピーマン、飼料米、ナスを全体で４ヘクタールを作付けしています。現地にはブルーベリーを作付け予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具は義

父が一式所有しており、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万円、10 アールあたり約〇万円です。

議 長 説明がありました9番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に10番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 10番を説明します。国富町〇〇集落の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ500mのところにある農地です。受人は〇〇集落で露地野菜1ヘクタールを作付けしています。現地にはハウレンソウを作付け予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具はトラクター1台、軽トラック1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万円、10 アールあたり約〇万〇千円です。

議 長 説明がありました10番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 11 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

16 番 11 番を説明します。穂北地区〇〇集落の渡人から、同じ集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 400m のところにある農地です。受人は〇〇集落で田 30 アールを貸し付けて、米を作ってもらっています。現地には家庭菜園を行う予定で農地として利用されていくことを確認しています。農機具は管理機 1 台を所有し、家庭菜園に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇万円、10 アールあたり約〇万〇千円です。

議 長 説明がありました 11 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 12 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 12 番を説明します。北海道札幌市の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 500m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻、牧草を全体で 570 アールを作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 3 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラック 2 台、ドローン 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議長 説明がありました 12 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 187 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第 187 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明いたします。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満た

しています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書８ページのとおり２件であります。

議 長 説明のありました２件の議案について審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に賃貸借権設定分として議案書９ページから４４ページのとおり６０件であります。

議 長 説明のありました６０件の議案のうち、申請番号４番は〇〇委員が受人の案件、申請番号２９番及び３１番は〇〇委員の同居親族が受人の案件でありますので、４番、２９番、３１番を除く５７件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

５ 番 ２６番の対価等の１０アールあたり〇万〇千〇円はどのように決まったのですか。

事務局 総額が〇万円ですので１０アールあたり〇万〇千〇円となります。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号4番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、4番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 次に、申請番号29番、31番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、29番、31番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 議案第 188 号西都市農業委員会会議規則の一部を改正する規則（案）について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 188 号西都市農業委員会会議規則の一部を改正する規則（案）について説明いたします。議案書 45 ページをご覧ください。

西都市農業委員会会議規則のうち、まず第 7 条の会議の成立についてですが、新旧対照表のとおり第 1 項ただし書中「第 11 条」を「第 12 条」に改めます。47 ページをご覧ください。第 11 条は動議で、第 12 条は議事参与の制限です。議事参与制限のため出席できず、出席委員が過半数にならなくても会議が開けることになります。再度 45 ページをご覧ください。次に、第 15 条の議事録についてですが、押印を省略するために新旧対照表のとおり第 2 項中「署名押印」を「署名」に改めます。

なお、この規則は次期農業委員体制の令和 8 年 7 月 20 日から施行します。

議 長 説明について、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 37 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

13 番

31 番